

## 税関官署の新設及び廃止に伴う税関手続きについて

## 1. 概要

摩耶埠頭出張所、姫路税関支署相生出張所、福山税関支署竹原出張所及び坂出税関支署丸亀出張所は、平成 30 年 6 月 30 日をもって廃止となり、また、平成 30 年 7 月 1 日より坂出税関支署高松空港出張所が設置され、平成 30 年 7 月 1 日以降の税関業務は、以下のとおり引き継ぐこととなります。

(表) 廃止官署及び引継（新設）官署の NACCS 税関官署コード

廃止官署	引継（新設）官署
摩耶埠頭出張所（3D）	六甲アイランド出張所（3G）
相生出張所（3L）	姫路税関支署（3K）
竹原出張所（3U）	福山税関支署尾道糸崎出張所（3R）
丸亀出張所（33）	坂出税関支署（31）
（新設）	高松空港出張所（KC）

※保税地域については、平成 30 年 7 月 1 日から引継ぎ先官署の管轄に変更されます。  
また、高松空港出張所の管轄区域は高松空港となります。

## 2. システム対応

## (1) 輸入関係

- ① 廃止官署へ行われた輸入申告（IS、IM 含む）で、6 月 30 日までに許可・承認未済のもの  
7 月 1 日以降に申告内容の訂正がない場合は、引継官署で継続してシステム処理が可能となりますが、申告内容の訂正がある場合は、マニュアル手続きへ移行してください。
- ② 廃止官署へ行われた BP 承認申請で、6 月 30 日までに承認未済のもの  
申告を撤回し、引継官署へ新たに申告を行ってください。
- ③ 摩耶埠頭出張所へ行われた予備申告で、6 月 30 日までに本申告を行わないもの  
予備申告の撤回を行い、引継官署へ申告して下さい。
- ④ 6 月 30 日以前に廃止官署で BP 承認を受け、7 月 1 日以降に IBP を行うもの  
IBP をシステム処理ができないため、マニュアル手続きへ移行してください。
- ⑤ 摩耶埠頭出張所管轄内に蔵置の IS 貨物で、7 月 1 日以降に ISW を行うもの  
官署コード及び部門コードが自動補完されるため、システムにより ISW を行うこと

が可能です。

## (2) 輸出関係

- ① 廃止官署へ行われた輸出（積戻しを含む。以下同じ）申告で、6月30日までに許可未済のもの

7月1日以降に申告内容の訂正がない場合は、引継官署で継続してシステム処理が可能となりますが、申告内容の訂正がある場合は、マニュアル手続きへ移行してください。

- ② 6月30日までに廃止官署で許可を受けた輸出申告で、7月1日以降に船名・数量等変更申請を行うもの

引継官署又は船積地を管轄する税関官署に対して申請して下さい。なお、「EAA：輸出許可内容変更申請事項登録」業務から申請する場合は、申告先官署コードを消去（blank）するか、引継官署の官署コードを入力して下さい。

## (3) 担保関係

廃止官署に提供されている7月1日以降も有効な据置担保については、6月30日までに引継官署にて新たな担保登録番号を発行します。7月1日以降は「新たな担保登録番号」を利用して申告を行って下さい。当該担保を提供されている輸入者又は通関業者には、収納担当者から個別に必要な手続きを連絡します。

担保の取扱いについては、後記3. 担保の取扱いを参照して下さい。

## 3. 担保の取扱い

- (1) 現在提出されている保証書及び法令保証証券（以下「保証書等」という。）の取扱いについて（廃止官署関係）

提出された保証書等は以下の①～③のとおり取扱いが異なります。

手続きが必要な輸入者又は通関業者には、収納担当者から個別に連絡します。

- ① 宛先（権利者名）が「全国の税関官署の長」又は「廃止官署及び引継官署の長」が連名で記載されている保証書等は、新たな手続きを要することなく、当該担保のあて先官署において引き続き有効な保証書等として取り扱うこととなります。

なお、当該保証書等が廃止官署に提出されている場合は、「新たな担保登録番号」を発行します。

- ② 宛先（権利者名）が「廃止官署の長」のみとなっている保証書等は、7月1日以降は使用できません。引継官署で使用するには、保証人から「保証内容確認書」を提出していただく必要があります。「保証内容確認書」を提出していただいた場合は、「新たな担保登録番号」を発行します。

- ③ 宛先（権利者名）に「廃止官署の長」と「他の官署の長」が連名で記載され、「引継官署の長」が記載されていない保証書等は、引継官署では使用できません。必要に応じて官署追加の手続きを行って下さい。

(2) 坂出税関支署高松空港出張所（新設官署）における担保の利用について

- ① 宛先（権利者名）が「全国の税関官署の長」となっている担保は、新たな手続を要することなく、新設官署への輸入申告に利用できます。
- ② 宛先（権利者名）が複数の「税関官署の長」となっている場合は、官署追加の手続きが必要となりますので、担保提供をされている税関にお問い合わせ下さい。
- ③ 高松空港出張所長宛に、7月中の輸入申告（包括納期限延長）から使用する担保を新たに提供する場合には、高松出張所高松空港事務所（7月1日以降 高松空港出張所）に7月2日までに所要の手続きを行って下さい。

なお、具体的な手続きについては、神戸税関業務部収納課（TEL 078-333-3085）へお問い合わせ下さい。

(3) 6月30日以前に廃止官署の長宛の輸入申告で利用された保証書等について

6月30日以前に廃止官署の長宛に行った保証書等を利用した輸入申告について、輸入者（納税義務者）が納期限までに当該申告に係る税額を納付していないものは、引継官署において、廃止官署に提出済の保証書等を有効なものとして取り扱うこととします。

(4) その他

現在、廃止官署へ提供されている担保について、7月1日以降に積み増し、官署追加、解除等の手続きを行われる場合は、引継官署に申請を行って下さい。